

せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付要綱

(令和6年3月27日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市域における温室効果ガスの排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱住宅化を促進するため、事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 新築住宅（新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものをいう。）以外の住宅をいう
- (2) 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた者をいう
- (3) 補助事業 第9条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた事業をいう

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、居住の用に供されている、又は居住の用に供する予定のある市内に所在する既存住宅とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅において、交付を申請する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の4月1日以降に着手した、せんだい健幸省エネ住宅の認定に関する要綱（令和5年5月24日環境局長決裁）第3条第1項第2号に規定する認定基準を満たすよう外気等に接する部分の概ね8割以上を施工する断熱改修工事とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を行う個人又は事業者であって次の要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有していること（ただし、申請者が個人の場合であって、所有者の配偶者又は一親等の親族が補助対象事業を行うときは、当該配偶者又は一親等の親族がこの号の要件を満たすものとする。）
- (2) 申請者が個人の場合にあつては、市内に住所を有すること
- (3) 申請者が個人の場合にあつては、本市の市税を滞納していないこと
- (4) 申請者が個人事業主の場合にあつては、本市の市税（個人の市民税に加え、事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと
- (5) 申請者が法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

- (6) 暴力団等と関係を有していないこと
 - (7) 同一年度内において、同一の住宅を対象とした本要綱による交付決定を行っていないこと
 - (8) 補助対象事業について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
- 2 申請者が個人の場合にあって、所有者の配偶者又は一親等の親族が補助事業を行う場合は、補助対象住宅の全ての所有者から補助事業に係る同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、この要綱による補助を受けて補助対象事業を実施しようとする補助対象住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族のいずれかが補助対象住宅に居住している場合は、同号の要件に該当したものとみなす。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条に掲げる改修工事に要する費用から当該改修工事に係る消費税、地方消費税及び国、県その他団体から交付される補助金に相当する額を控除した額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第1に定める補助単価に施工面積を乗じて得た額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と上限額120万円のいずれか低い額（当該額が補助対象経費を上回る場合にあっては、補助対象経費の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））とする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 規則第3条第1項に規定する交付申請は、補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に別表第2に定める関係書類を添えて、補助事業を実施する年度の1月31日までに市長に提出して行うものとする。

(交付決定及び交付額確定等)

第9条 市長は、交付申請兼実績報告を受けた場合において、当該申請兼実績報告に係る審査を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の交付を決定するものとする。

2 規則第6条の規定による通知は、交付の決定については補助金交付決定及び額確定通知書（様式第4号）により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(手続き代行)

第10条 この要綱による補助を受けて補助対象事業を実施しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、補助対象事業に要する設備等を販売又は設置する者に対してこれらの申請手続きの代行を依頼することができる。

(是正のための措置)

第11条 市長は、交付申請兼実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の

交付の条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面又は口頭により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、第9条第2項に規定する補助金の交付の決定の通知を受けた場合は、速やかに補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けた後に補助金を交付するものとする。

(国等からの補助金の報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象事業について、本補助金の交付決定又は交付後に国、県その他団体から補助金の交付を受けた場合、当該補助金の額がわかる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(決定等の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

(4) 補助金の交付を受けた補助対象事業について、本補助金の交付決定又は交付後に国、県その他団体から補助金の交付を受けたことにより、補助対象経費が本補助金の額を下回ったとき

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消及び額確定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(市税の滞納がないことの確認方法)

第16条 第5条第1項第3号、同項第4号及び第5号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りでない。

(市税の取扱い)

第17条 第5条第1項第3号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(平成25年法律第226号)第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、

固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。

- 2 第5条第1項第4号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。
- 3 第5条第1項第5号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

（財産の処分の制限等）

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
 - 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（立入検査等）

- 第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかななければならない。

（協力）

- 第21条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により、市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めるものとする。

（委任）

- 第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表1 補助単価（第7条関係）

部位	基準等	補助金の額
床、壁、屋根・天井	—	3,500 円/m ²
窓	熱貫流率 1.9 以下	10,000 円/m ²
玄関ドア	—	71,000 円/m ²

別表2 補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に添付する書類（第8条関係）

	書類名	備考	
①	補助額算定表	・様式第2号	○
②	(申請者が個人の場合) 住民票	・申請者本人の原本 ・交付日が交付申請兼実績報告日の3ヶ月以内のもの ・マイナンバーが記載されていないもの)	○
	(申請者が法人の場合) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	・原本 ・交付日が交付申請兼実績報告日の3ヶ月以内のもの	
	(申請者が個人事業主の場合) 開業等届出書及び住民票	・申請者本人の原本 ・交付日が交付申請兼実績報告日の3ヶ月以内のもの ・マイナンバーが記載されていないもの)	
③	建物所有者と申請者との続柄を証明する書類	・申請者が建物所有者の配偶者又は一親等の親族の場合のみ ・住民票又は戸籍全部事項証明書等の原本	※
④	建物登記事項証明書 (登記簿謄本)	・建物登記謄本の原本 ・交付日が交付申請兼実績報告日の3ヶ月以内のもの	○
⑤	工事請負契約書(又は工事請書)の写し	・申請者の氏名、住所、改修工事場所、工事着工日、完了日、押印等を確認できるもの	○
⑥	見積書等の写し	・改修工事の部材費用及び一体不可分工事費用が分かるもの ・窓断熱の場合は、窓毎の寸法が記載されていること ・窓以外の場合は、施工面積、断熱材の厚さが記載されていること	○

⑦	窓の熱貫流率が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・窓断熱を実施する場合のみ ・国の先進的窓リノベ事業における性能証明書またはカタログ等の写し 	※
⑧	設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ・別表3の左欄に掲げる図書とし、それぞれ右欄に掲げる事項が明示されたものとする。 	○
⑨	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名及び補助対象経費を負担したことが分かるもの 	○
⑩	建物全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号-1 ・工事後の建物全景のカラー写真 	○
⑪	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号-2 ・工事前、工事後のカラー写真 	○
⑫	出荷証明書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式②の内容に準ずるもの 	○
⑬	B E L S 評価書の写し等		○
⑭	住宅の性能及び省エネ性能向上に関する説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第9号 	○
⑮	住宅施工証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10号 	○
⑯	市税の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が交付申請兼実績報告日の30日以内のもの 	※
⑰	他の補助金の額が分かる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金を受給する場合のみ 	※
⑱	その他市長が必要と認める書類		※

※該当する場合のみ

別表3 設計図書

図書の種類	明示すべき事項
配置図	・縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	・各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）
各階平面図	・縮尺及び方位 ・平面図上に工事箇所番号を記入 ・工事前後の図面
立面図（4面）	・縮尺
矩計図	・縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種別、寸法及び構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）並びに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法